

退学に関する注意事項

この案内では、任意で退学を届け出る場合の注意事項について説明します。博士後期課程に3年(標準修了年限)以上在学している学生で、研究指導終了による退学を希望する場合は、事務所にお問い合わせください。

1. 退学の届出

任意で退学しようとする者は、その理由を付し、保証人と連署で本研究科長に願い出て、その許可を受けた場合、退学することができます。

2. 退学に必要な手続き

本研究科所定の「退学届」を提出してください(必要な場合は、理由書を添付してください)。「退学届」の用紙は研究科事務所にて配布しています。申請の際は提出書類を各研究科事務所に持参ください。

<任意退学の理由>

- ・就学意欲の低下
 - ・他教育機関への入学・転学・編入学
 - ・就職
 - ・経済的困窮
 - ・健康上の理由
 - ・兵役
 - ・海外留学
 - ・勤務上の都合
 - ・その他(事情を記載した理由書を添付してください)
- ※ 退学を申請した時点で当該学期の学費が納入されていない場合は、学費未納による抹籍となり、学費が納入されている学期の末日まで遡り退学となります。

<注意事項>

- ※ やむを得ない事情で、窓口での書類提出ができない場合に限り郵送での受付も認めますが、その場合は必ず記録に残る形で郵送(書留・配達記録等)の上、gakuseki31@list.waseda.jpに郵送した旨をご連絡ください。
- ※ 退学届の事務所受付日によって、当該学期の学費納入が必要となる場合があります。「3. 退学届の受付期間と学費」に記載のスケジュールを確認して、期日までに事務所に到着するよう余裕をもって投函してください。大学休業日、祝日等で事務所閉室の場合はその前日以前の事務所開室日に提出する必要があります。
- ※ **事務所にて退学届に受領日を押印し、コピーをお渡しします。提出の控えとして保管してください。**

■ 返却物

学生証および研究科より貸与されている物(ロッカーのキー、ネームプレート等)を事務所まで返却してください。

3. 退学届の受付期間と学費

退学を申し出た日付により、学費納入の必要の有無が異なります。

■ 新入生

事務所受付日 (退学届提出日)		4/1	4/2~9/20	9/21~9/30	10/1~3/31
退学日		4/1	4/2~9/20	9/20	10/1~3/31
学費	前期	入学手続料として 納入済み※	入学手続料として 納入済み※	入学手続料として 納入済み※	
	後期	納入不要	納入不要	納入不要	

※入学手続料として納入された前期分学費は返還されません。

■ 新入生以外

事務所受付日 (退学届提出日)		4/1~4/14	4/15~9/20	9/21~9/30	10/1~3/31
退学日		3/31	4/1~9/20	9/20	10/1~3/31
学費	前期	納入不要	全額納入要	全額納入要	
	後期	納入不要	納入不要	納入不要	

■ 退学申請の時期と学費請求・返金について

学費振替日(通常、正規生は5月1日[春学期分]と10月1日[秋学期分])の約1ヶ月半前までに退学を申請いただかないと学内での口座振替差止め処理に間に合わず、口座振替が実行されることがあります。[念のため](#)金融機関にて学費口座振替の解除手続きを行なうことをお勧めします。口座振替の解除がされずに学費が引き落とされた場合は、後日返金いたします。

4. 登録した科目について

退学する学期に登録していた科目は無効となります。

5. 退学の審議・決定通知

正式に提出された退学届は、各研究科運営委員会での審議のうえ、退学の可否を決定します。審議は申請書類（必要に応じ面接）により行われます。審議結果は各研究科長より書類郵送（保証人宛）をもって通知します。退学届の申請後、2ヶ月を経過しても結果通知がない場合は、各研究科事務所まで問い合わせてください。但し、7月の申請は9月中旬の承認となります。

6. 奨学金について

■ 日本学生支援機構奨学金の交付を受けている場合

日本学生支援機構に「退学」の『異動願』の提出が必要になります。手続は奨学課にて行います。

※『異動願』のフォーマットは奨学課ウェブサイトからダウンロード可能です。<http://www.waseda.jp/syogakukin/teikisaiyou.html>

■ 学内奨学金の採用者となっている場合

退学の申請時期によって、全額または半額を返金していただく場合があります。詳細は、所属研究科事務所で確認してください。

7. 外国人留学生の方へ

「留学」の在留資格を持つ外国人留学生が退学する場合、在留資格「留学」は失効となります（厳密には、在留資格で認められた活動を行わなくなってから三カ月で在留資格が取り消されます）。そのため、退学後は、原則として帰国しなければなりません。日本に引き続き滞在するためには、他の有効な在留資格への変更が必要となります。在留資格に関する相談は留学センター（TEL:03-3207-1454）でも受け付けています。

8. 再入学について

願い出によって退学（任意退学）した者は、本人からの申請により、研究科による選考の上で再入学が許可されることがあります。ただし、退学した日の属する学期の翌学期の初めに再入学することはできません。再入学が許可される期間は、下記のとおりです。

修士課程	退学した学年の翌学年から起算して 4年度まで
専門職学位課程	退学した学年の翌学年から起算して 4年度まで
博士後期課程	退学した学年の翌学年から起算して 5年度まで

- ・ 再入学には、退学時の退学理由が、解決・解消されていることが条件になります。また、再入学後の残り学年数で卒業・修了できることが前提となります。
- ・ 再入学が許可された場合には、退学時まで修得した単位を修了要件単位として算入できますが、既修の授業科目の全部または一部を再び履修しなければならない場合もあります。
- ・ 再入学の日付は、4月1日あるいは9月21日となります。再入学を希望する場合は、春学期再入学は前年の11月末まで、秋学期再入学は4月末までに所属研究科事務所まで相談してください。
- ・ 再入学を許可された者が退学または学費未納により抹籍となった場合、以後の再入学は認められません。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではありません。

9. 証明書について

所属研究科事務所にて「退学証明書」の発行を受けることができます。証明書の発行手続きについては研究科事務所までお問い合わせください。

以上

<問い合わせ>

政治学研究科事務所 学籍担当 経済学研究科事務所 学籍担当
TEL: 03-3208-8534 TEL: 03-3208-8560
FAX: 03-3204-8957 FAX: 03-3204-8957
E-mail (2研究科共通) : gakuseki31@list.waseda.jp